

浜益国民健康保険診療所の新たな診療方針について（原案）

「医師の働き方改革」が令和6年（2024）年4月から働き方改革関連法の適用となることをきっかけに、市として新しい診療方針として、次のような具体的な取り組みにより診療体制を見直します。

- 診療所医師の長時間にわたる勤務及び待機時間(毎週5日間120時間連続)を解消することにより、医師の健康の確保や仕事と家庭の両立を実現し、医師勤務環境の見直しを実施します。また働き方改革を通じ、浜益地区における持続的な地域医療を提供します。
- 現在6床ある病床について令和6年3月末をもって廃止します。これにより平日9時~16時の外来のみの運営となります。
- ただし、土日、祝日等の9時~16時の間は医師が常駐し、緊急の場合は対応可能で、1年365日を通じ診療が可能です。
- 人材（看護師）の活用により、在宅における医療を強化し、診療所へ来ることができない方等への「訪問看護」を実施し、在宅での処置や療養が可能となるよう努めます。
- 浜益区民の皆さんが住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活ができるよう、健康寿命の延伸と持続可能な地域医療を目指します。